

今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会について

令和4年11月28日
初等中等教育局長決定

1. 趣旨

平成29年から平成31年において学習指導要領の改訂が行われ、令和2年度以降、各学校段階において順次実施に移され、その定着に向けた取組が進められている。

国においては、『令和の日本型学校教育』の構築を目指して～全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現～（令和3年1月中央教育審議会答申）を受けて、デジタル化などの社会変化が進む次世代の学校教育の在り方について検討するため令和4年1月14日に「個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に向けた学校教育の在り方に関する特別部会」（以下「特別部会」という。）が設置された。同年10月3日には特別部会の下に「義務教育の在り方ワーキンググループ」「高等学校教育の在り方ワーキンググループ」が設置され、学習指導要領前文に掲げた「豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となる子供たちに必要な資質・能力」の育成を一層重視する中で、今後の社会変化を見据えて学校が果たす役割や、全ての子供たちの可能性を引き出すための多様な学びの在り方など義務教育の意義や高等学校教育の在り方について議論がなされているところである。

このような現状に鑑み、本有識者検討会では、現行の学習指導要領の下での子供たちの学習の状況や学校における学習指導の状況等を踏まえつつ、今後の社会の変化を適切に見据えながら、今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方について、必要な検討を行うこととする。

2. 検討事項

- (1) 学習指導要領の実施状況について
- (2) これからの子供たちが学ぶ学校像及び生き抜く社会像について
- (3) 今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方について
- (4) その他

3. 実施方法

- (1) 別紙の者の協力を得て、検討を行う。
- (2) 有識者会議に座長及び座長代理を置き、事務局が委嘱する。
- (3) 必要に応じ、別紙以外の者にも協力を求めるほか、関係者の意見等を聴くことができるものとする。

4. 実施期間

有識者会議は、「2. 検討事項」に係る議論を取りまとめたときに廃止する。

5. その他

有識者会議に関する庶務は、初等中等教育局教育課程課において処理する。

(別紙)

今後の教育課程、学習指導及び学習評価等の在り方に関する有識者検討会

- 秋田 喜代美 学習院大学文学部教授
- ◎天 笠 茂 千葉大学名誉教授
- 荒瀬 克己 独立行政法人教職員支援機構理事長
- 石井 英真 京都大学大学院教育学研究科准教授
- 市川 伸一 東京大学名誉教授、帝京大学中学校・高等学校校長
- 貞広 齋子 千葉大学教育学部教授
- 高橋 純 東京学芸大学教育学部教授
- 戸ヶ崎 勤 戸田市教育委員会教育長
- 奈須 正裕 上智大学総合人間科学部教授
- 富士原 紀絵 お茶の水女子大学基幹研究院人間科学系教授

◎座長、○座長代理